

開発行為等に伴う北見市公共下水道設置指導要綱

(開発行為等に伴う下水道施設等設計基準)

令和 2 年 4 月 改訂

北見市上下水道局下水道課

開発行為等に伴う提出書類フローチャート(事業者用)

【事業の流れ】

- ①
- 1) 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為及び宅地造成事業計画
 - 2) 土地区画整理法による土地区画整理事業のうち宅地造成事業計画
 - 3) 地方公共団体・公社・公団が行う宅地造成事業計画
 - 4) 前各号以外の事業でこれらと同類とみなし得る事業計画

※ 受付窓口は維持係とし内容により各係との調整を図る。



・帰属がある場合

開発行為等に伴う下水道施設等の設置に関する事前協議又は都市計画法第32条の規定に基づく既存の公共施設管理者の同意申請書 (様式第1号)
 業務処理責任者届 (様式第8号)
 経歴書 (様式第9号)

- ・維持係 (受付) (設計関係) (受益者負担金、分担金関係)
- ・計画係 (計画関係)
- ・工事係 (設計関係)

・帰属がない場合

開発行為等に伴う下水道施設等の設置に関する協議及び同意申請書 (様式第2号)
 業務処理責任者届 (様式第8号)
 経歴書 (様式第9号)

- ・維持係 (受付) (受益者負担金、分担金関係)

② 開発行為である場合 (都市建設部都市計画課) 開発行為申請及び建築確認申請



③ 接続許可

公共下水道施設等の接続許可(承認)申請書 (様式第5号)

- ・維持係 (受付) (受益者負担金、分担金関係)
- ・計画係 (計画関係)

④ 着手

工事着手届 (様式第7号)
 現場代理人及び主任技術者届 (様式第8号)
 経歴書 (様式第9号)
 使用材料報告書 (様式第10号)

- ・維持係 (受付)
- ・工事係 (工事関係)

※ 原則、進捗状況及び主要な工種の段階確認等を行うこととする。

⑤ 工事完了

工事完了届 (様式第11号)
 ※ 検査書類 工事写真・出来形図等

- ・維持係 (受付)

⑥ 検査

開発行為等に伴う下水道施設等の引継ぎ申出書 (様式第12号)
 引継ぎを申出た下水道施設等の概要 (様式第13号)
 北見市公共下水道事業受益者負(分)担金減免申請書 (様式第15号)
 下水道施設の評価額 (様式第16号)
 竣工図等の作成

- ・維持係 (受付) (受益者負担金、分担金関係)

⑦ 引継ぎ

※ 各申請に変更が生じた場合は、速やかに管理者と協議を行い、変更申請等を行う事。

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要綱は、開発行為等を行う者（以下「事業者」という）が、当該開発行為等に伴い自ら下水道施設等を設計・施工する場合に必要な事項を定め、北見市における下水道施設等の技術統一を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるものをいう。

(1) 「開発行為等」（以下「開発事業」という）とは、次に規定する事業をいう。

- 1) 都市計画法第 29 条の規定に基づく開発行為及び宅地造成事業
- 2) 土地区画整理法による土地区画整理事業のうち宅地造成事業
- 3) 地方公共団体・公社・公団が行う宅地造成事業
- 4) 前各号以外の事業でこれらと同類とみなし得る事業

※ 公共汚水柵を事業者が設置し、汚水管渠等に接続する場合、また敷地内の雨水排水を雨水管渠等に接続する場合。

(2) 「下水道施設等」とは、開発区域に接続する公道または開発区域内の計画道路に敷設する排水管及び当該排水管から公共汚水柵までの排水施設等をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要綱は、北見市水道及び下水道事業の設置等に関する条例第 2 条に規定する計画区域のうち、下水道法第 4 条第 1 項に規定する下水道事業計画で定めた区域（以下「事業計画区域」という）内において行われるものを対象とする。

2 事業計画区域外の開発事業については、別途、下水道管理者（以下「管理者」という）との協議を要する。

(費用負担)

第 4 条 開発事業に伴い必要となる下水道施設等の設置に係る費用は、事業者が負担するものとする。

(事前協議と同意申請)

第 5 条 事業者は、開発事業に係る下水道施設等について、管理者と事前協議を行い、帰属する施設がある場合においては、都市計画法第 32 条の規定に基づく申請（別紙様式第 1 号）すでに公共汚水柵が設置されており、雨水排水の接続のみの場合においては、下水道法第

1 6条及び第24条の規定に基づく申請（別紙様式第2号）を行わなければならない。

- 2 開発区域において、工区を分けて施工する場合でも区域全体について事前協議と同意申請を行わなければならない。

（接続許可申請）

第6条 事業者は、同意通知書に基づいた実施設計を行うものとし、「開発行為等に伴う下水道施設等設計基準」に適合するよう設計図書等を作成し、別紙様式第5号をもって正本及び副本を管理者に申請すること。

- 2 管理者は、前項の申請内容について適当と認めるときには、接続許可書（別紙様式第6号）と接続許可申請書の副本により許可を通知する。

- 3 管理者は、前項の許可をする場合に、工事によって損なわれた公共施設の機能を回復または工事によって生じる災害を防止するため必要に応じて、条件を附することができる。

（工事の着手）

第7条 事業者は、前条の申請に係る工事に着手したときは、遅滞なく別紙様式第7号から第10号までを管理者に提出しなければならない。

（工事の段階確認）

第8条 管理者は、第6条第2項の規定により許可した開発事業において、工事の中間で必要があると認めるときは、その都度施工状況について確認ができるものとする。

（工事完了・検査）

第9条 事業者は、開発区域（開発区域を工区にわけたときはその工区）について工事が完了したときは、別紙様式第11号を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

- 1) 工事写真 (1 部)
- 2) 工事出来形図 (1 部)
- 3) その他管理者が必要と認めるもの

（事業計画の変更）

第10条 事業者は、第5条の同意を得た事業計画を変更しようとするときは、速やかに変更することについて管理者と協議し同意を得なければならない。

（下水道施設等の引継ぎ）

第11条 事業者は、第9条の開発事業の完了検査終了後、速やかに下水道施設等の引継ぎ申出書（別紙様式第12号から第13号）を提出しなければならない。

- 2 管理者は、下水道施設等の引継ぎ申出書の受理後速やかに下水道施設等の受理通知書（様

式第14号)により通知するものとする。

- 3 ただし、長期にわたり居住人口がごく少ない見込みがあるとき、特定の企業のための住宅団地であるとき、また当面北見市が管理する必要がないと認められるときは、事業者の管理とすることがある。

この場合、管理者と事業者とで管理期間・内容等について協議し、文書を取り交わすこととする。

(竣工図等の提出)

第12条 事業者は、第9条の開発事業の完了検査終了後、速やかに事業者の負担により次の各号に掲げる物を提出しなければならない。

- 1) A3縮小縦平面図・原図 1部
(縮尺1/500 A1サイズを縮小したもの、フィルム#300)
- 2) 竣工図データ・CD-R 1枚
CADデータsfcファイル(p21ファイル)
TIFF-G4(圧縮:CCITT T.6)解像度400dpi
PDFファイル
※ CD-Rの作成にあつては、ウイルスチェック
ソフトは最新にアップデートしたものを使用すること。
- 3) 人孔・柵・管データ表はA3横 1部

(受益者負担金)

第13条 事業者は、北見市公共下水道事業受益者負担等に関する条例第8条第1項の規定により管理者から負担金の額及びその納付期日等の通知がなされた際は、通知の通り納付しなければならない。また、負担金は5年に分割して納付するものとする。ただし、事業者が一括納付の申し出をしたときはこの限りでない。

事業者が受益者ではない場合は、事業者は土地所有者と負担金について、協議しなければならない。

(受益者負担金の減免)

第14条 下水道受益者負担金の減免を受けようとする場合は、管理者と協議し、減免の対象となる場合は、減免申請書(別紙様式第15号から第16号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、減免申請書を受理後、速やかに決定内容について(別紙第17号)により通知するものとする。

(設計・施工)

第 15 条 下水道の設計については、下水道法第 5 条及び第 6 条に基づき計画し、設計・施工にあつては下水道法第 22 条及び令第 15 条の規定による者でなければ、設計・施工を行わ
せてはならない。

(下水道施設等の計画)

第 16 条 事業者は、開発区域の予定建築物等を考慮し、汚水及び雨水を有効に排除できる排水施設を設置するものとし、下水道施設等の計画にあつては、開発行為等に伴う北見市公共下水道設置指導要綱及びこれに類する指針等に基づくものとする。

2 開発区域内の下水道施設等は、原則として北見市公共下水道に接続するものとするが、暫定的に雨水を河川等に放流する場合は、放流先の水質・水位・流量及び水利状況を十分把握し、水利上必要な措置を講ずるとともに、河川管理者の許可及び関係水利権者の同意を得なければならない。

(設計基準)

第 17 条 下水道施設等の設計基準は、別に定める。

(施工基準)

第 18 条 下水道施設等の施工基準は、北見市下水道工事仕様書(管渠編)、北見市下水道工事標準図(管渠編)等よることとする。

(その他)

第 19 条 その他この要綱に定めのないものについては、管理者と事業者が協議の上決定する。

開発行為等に伴う下水道施設等設計基準

(総 則)

第 1 条 この基準は、「開発行為等に伴う北見市公共下水道設置指導要綱」に基づき設置する下水道施設等の設計を行う場合に適用する。

(設計基準)

第 2 条 新たに設置される下水道施設等については、この基準に基づいて設計しなければならない。

2 設計基準については、次条より定める。

(計画下水量)

第 3 条 計画下水量は、次の各号を考慮し、管理者と協議し速やかに流下させるように設計しなければならない。

- 1) 汚水管渠にあつては、計画時間最大汚水量とする。
- 2) 雨水管渠にあつては、計画雨水量とする。
- 3) 合流管渠にあつては、計画雨水量に計画時間最大汚水量を加えた量とする。
- 4) 地域の実情に応じ、計画下水量に対して施設に余裕を見込むこととする。

(流量の計算)

第 4 条 流量計算は、次のとおりとする。

- 1) 汚水管渠にあつては、事業計画で定める地区ごとのha当たり汚水量により決定する。
- 2) 雨水管渠にあつては、降雨強度・流出係数・流達時間等により決定する。
- 3) 合流管渠にあつては、前1)、2)を合算して決定する。

(流速及び勾配)

第 5 条 流速は、一般に下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い次第に緩くなるようにし、次の各項を考慮して定める。

ただし、特別な理由等がある場合は管理者と協議の上決定する。

- 1) 汚水管渠にあつては、計画下水量に対し、原則として流速は最小0.6m/sec、最大3.0m/secとする。
- 2) 雨水管渠及び合流管渠にあつては、計画下水量に対し、原則として流速は最小0.8m/sec、最大3.0m/secとする。

(管渠の種類)

第 6 条 下水道施設に使用する資材は、北見市下水道工事仕様書（管渠編）によるものとする。
ただし、特別な理由等がある場合は、管理者と協議の上決定する。

(最小管径)

第 7 条 最小管径は、原則として汚水管渠にあつては200mmと標準とする。ただし、下水
量が少なく、将来も増加が見込まれない場合には、150mmとすることができる。雨水
管渠及び合流管渠にあつては250mmとする。

(埋設位置及び深さ)

第 8 条 管渠の埋設位置及び深さについては、公道に布設する場合には道路管理者、河川敷地内
の場合には河川管理者、河川保全区域の場合は道路管理者及び河川管理者、軌道敷地内の場
合は軌道管理者とそれぞれ協議しなければならない。

(最小土被り)

第 10 条 管渠の保護は、外圧を考慮して定める。

- 2 土圧及び載荷重が管渠の耐荷力を超える場合、及び軌道下又は河川を横断する場合はコン
クリート又は鉄筋コンクリートで巻立てし外圧に対して管を保護する。

(管渠の接合)

第 11 条 管渠の接合は、次の各号を考慮して定める。

- 1) 管径が変化する場合又は2本の管渠が合流する場合の接合方法は、原則としてマンホ
ールを設置し管頂接合とする。
- 2) 地表勾配が急な場合は、管径の変化の有無にかかわらず、原則として地表勾配に応じ
段差接合又は階段接合とする。
- 3) 2本の管渠が合流する場合は流水を円滑にするよう接合しなければならない。

(段差接合等)

第 12 条 汚水管渠・合流管渠については段差接合又は階段接合の段差が60cm以上の場合は副管を設置することを原則とする。

雨水管渠については、段差を150cm以内を原則とし、必要に応じ洗掘の防止のため、減勢工などの設置を検討すること。

(副 管)

第 13 条 副管の設置及び管径については、北見市下水道工事仕様書（管渠編）によること。

(公共汚水柵の設置)

第 14 条 公共汚水柵の設置基準については、北見市下水道工事仕様書（管渠編）、位置等については、管理者と協議の上決定すること。

(そ の 他)

第 15 条 この基準にないものについては、（公社）日本下水道協会下水道施設計画・設計指針と解説などを参考とし、その都度事業者と管理者が協議の上決定する。

開発行為等に伴う下水道施設等の設置に関する事前協議又は
都市計画法第32条の規定に基づく既存の公共施設管理者の同意申請書

開発行為の場所			
開発行為の目的			
開発面積			
工期			
関係公共施設の名称			
公共施設の付替、改修、廃止 等がある場合の内容 ()内は国交省所管の 国有財産	従来の部分 (接続先など)	所在 種類	
	廃止される部分	所在 種類	
		所在 種類	
	新設される部分	所在 種類	
		所在 種類	
	添付書類	開発計画概要書、位置図、現況図、計画平面図、公図の写し、協議書の写し、 新旧の公共施設の平面図及び求積図、その他管理者が必要とする図書、 業務処理責任者届(様式第8号)、経歴書(様式第9号)	
<p>上記のとおり、下水道法第24条の規定に基づく開発行為等に伴う下水道施設等の設置について、同意を得たく、第5条の規定に基づき申請します。また、都市計画法第29条の規定に基づく場合は、公共施設を当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により変更することについて同意を得たく、都市計画法第32条の規定に基づき申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>なお、この申請について下記の設計者に全権を委任します。</p> <p style="text-align: right;">設計者 住所 氏名 ④ 電話</p> <p>北見市公営企業管理者 様</p> <p style="text-align: right;">事業者 住所 氏名 ④</p>			

北下水第 号
年 月 日

開発許可申請者

様

北見市公営企業管理者

㊟

開発行為等に伴う下水道施設等の設置に関する協議又は
都市計画法第32条に基づく既存の公共施設管理者の同意通知書

年 月 日付で申請のあったことについて、下記のとおり同意します。

記

開発行為の場所			
開発行為の目的			
開発面積			
工期			
関係公共施設の名称			
公共施設の付替、改修、廃止 等がある場合の内容 ()の内は国交省 所管の国有財産	従来の部分	所在	
		種類	
	廃止される部分	所在	
		種類	
	新設される部分	所在	
		種類	
新設工作物の内容			
その他(条件等)	<p>1. 施工においては、開発行為に伴う北見市公共下水道設置指導要綱、労働安全衛生規則、関連法令を順守すること。</p> <p>2. 公営企業管理者に帰属する下水道施設について、帰属の日から2年間は瑕疵担保責任期間とし、この期間内において、万一破損事故等が生じた場合には事業者の責任において補修するものとする。ただし、その瑕疵が故意又は重大な過失による場合は、その期間を5年間とする。</p> <p>3. 開発行為区域内の下水道施設と既存の下水道施設を結ぶ、開発行為区域外の施工における費用についても事業者が負担するものとする。</p>		

北下水第 号
年 月 日

開発許可申請者

様

北見市公営企業管理者



開発行為等に伴う下水道施設等の設置に関する同意通知書

年 月 日付で申請のあったことについて、下記のとおり同意します。

記

開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の面積		
用途地域の区分及び予定建築物		
同意する下水道施設等		
事業者		
設計者	住所	
	氏名	
	電話	
その他 (条件等)		

開発行為等に伴う下水道施設等の設置に関する協議及び同意申請書

年 月 日

北見市公営企業管理者

様

住 所
事 業 者 氏 名 印

下水道法第24条の規定に基づく開発行為等に伴う下水道施設等の設置について、
同意を得たく、第5条の規定により協議を申請します。

なお、この事前協議について、下記の設計者に全権を委任致します。

(※印は記入しないこと。)

開発区域に含まれる地域の名称			
開発区域の面積			
用途地域の区分及び予定建築物			
協議する下水道施設等			
住 所 設計者 氏 名 電 話	印		
※ 受 付 欄		※ 備 考	

事前協議の申請書には次の図面を添付して下さい。

1. 開発区域位置図 : 縮尺2500分の1の現況地形図を用い、次の事項を明記する事。
 - 1) 下水道の接続先又は放流先の位置及び規模
2. 開発計画の概要図 : 縮尺500分の1とし、次の事項を明記する事。
 - 1) 開発区域の道路配置計画図
 - 2) 開発区域の区画割平面図
 - 3) 開発区域の管渠の縦断面図
 - 4) 開発区域の地番図
 - 5) 開発区域の宅地割平面図
 - 6) その他造成工事計画書
 - 7) 業務処理責任者届(様式第8号)、経歴書(様式第9号)など

年 月 日

北見市公営企業管理者

様

住 所

事 業 者 氏 名

㊞

電 話

公共下水道施設等の接続許可（承認）申請書

下水道法第16条及び第24条の規定により、下記のとおり公共下水道施設等の設置並びに接続に関する工事を、同法施行令第17条の技術上の基準により施工しますので、許可（承認）されたく設計図書を添えて申請いたします。

記

- 1、 工 事 名
- 2、 工 事 目 的
- 3、 工 事 場 所
- 4、 工 事 期 間
- 5、 施 工 業 者
- 6、 主 任 技 術 者
- 7、 添 付 書 類

年 月 日 ～ 年 月 日

北下水第 号
年 月 日

様

北見市公営企業管理者

印

公共下水道施設への接続許可（承認）書

年 月 日付で申請のあった公共下水道施設等の設置及び接続に関する
工事について、下水道法第16条及び第24条の規定に基づき下記により許可（承認）
する。

受付番号		許可(承認)番号	
工事名			
工事目的			
工事場所	北見市		
事業者			
施工業者			
工事期間	許可日から ~ 年 月 日		
接続箇所	雨水管・汚水管・合流管・マンホール・雨水柵・その他（ ）		
許可条件	1、道路（河川）管理者の許可を受けること。		
	2、引継ぎ等が完了したら、事業者に許可書を引継ぐこと。		
	3、申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに協議すること。		

工 事 着 手 届

年 月 日

北見市公営企業管理者

様

事業者 住 所
氏 名

施工者 住 所
氏 名

工 事 名

上記工事について、 年 月 日付北下水第 号により接続許可通知を受け
ましたので、別記のとおり着手致しますので届け出します。

記

着手年月日 年 月 日

完成予定年月日 年 月 日

受 付 欄	
-------------	--

現場代理人及び主任技術者届
(業務処理責任者) 届

年 月 日

北見市公営企業管理者

様

事業者 住所
氏名

施工者 住所
(設計者) 氏名

工事名
(委託名)

上記下水道工事(設計及び計画)につきまして、下記の者を現場代理人及び主任技術者
(業務処理責任者)とするので、別紙経歴書を添えて届け出します。

記

現場代理人

主任技術者
(業務処理責任者)

経 歴 書

本 籍 地

現 住 所

氏 名

生 年 月 日

(最 終 学 歴)

(資 格 等)

(職 歴)

(経 歴)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

工 事 完 了 届

年 月 日

北見市公営企業管理者

様

事業者 住 所
氏 名

施工者 住 所
氏 名

工 事 名

年 月 日に着手した上記下水道工事は 年 月 日に完成したので
工事写真、出来形図等を添えて届け出します。

受 付 欄	
-------------	--

開発行為等に伴う下水道施設等の引継ぎ申出書

年 月 日

北見市公営企業管理者

様

事業者 住所

氏名

印

年 月 日に完成検査を受けた、下記の開発行為における下水道施設（別紙様式第13号）の引継ぎを申し出ます。なお、当該下水道施設の受理が完了するまでの期間、維持管理者にて、適切に下水道施設の管理を行います。

記

開発区域の名称 :

開発区域の面積 : h a

提出資料 : 竣工図A3縮小縦平面図（フィルム#300）
竣工図データ（CD-R） CADデータsfcファイル（p21ファイル）
TIFF-G4（圧縮：CCITT T.6）解像度400dpi
PDFファイル

維持管理者

住所

氏名

印

1、下水道施設の評価額

管 渠	汚 水		雨 水		合 流		備 考
	数量 (m)	金額 (千円)	数量 (m)	金額 (千円)	数量 (m)	金額 (千円)	
計							
マ ン ホ ー ル							
マンホール	汚 水		雨 水		合 流		備 考
	数量 (基)	金額 (千円)	数量 (基)	金額 (千円)	数量 (基)	金額 (千円)	
計							
公共汚水柵	数量 (基)	金額 (千円)					備 考
計							
取付管	数量 (m)	金額 (千円)					備 考
計							
直接工事費							
諸経費							
合計							
総計							(千円)

2、1㎡当りの事業費

$$\begin{aligned}
 & \text{下水道施設の評価額 (千円)} \quad (\text{汚水施設費}) \\
 1\text{㎡当りの事業費} &= \frac{\text{下水道施設の評価額 (千円)}}{\text{開発区域の面積 (㎡)}} = \text{ (千円)}
 \end{aligned}$$

開発行為等に伴う下水道施設等の受理通知書

北下水第 号
年 月 日

様

北見市公営企業管理者

印

年 月 日付で申出のあった開発行為等に伴う下水道施設等の引継ぎについては
下記の条件を付して受理したので通知します。

なお、瑕疵担保責任期間については、開発行為等に伴う下水道施設等の設置に関する協議及び都市
計画法第32条に基づく既存の公共施設管理者の同意通知書のその他（条件等）2項に基づくものと
する。

記

1. 開発区域の名称
2. 開発区域の面積
3. 施設の引継ぐ日 年 月 日 より

北見市公共下水道事業受益者負（分）担金減免決定（却下）通知書

年 月 日

様

北見市公営企業管理者

印

年 月 日付で申請のありました北見市公共下水道事業受益者負（分）担金の減免について、次のとおり決定しましたので、北見市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例施行規程第10条第2項の規定により通知します。

決定事項 北見市公共下水道事業受益者負担等に関する条例第10条第2項に
 該当 する しない ので 減 免 申請を却下 します。

減免の内容	賦課年度	納付年度	負（分）担金総額 円	納付済額 円	減免申請額 円	減免決定額 円	今後の納付額 円

減免（却下）の事由